

【契約書別紙・別表】

特別養護老人ホームセイワ若松 料金表1 (基本)

令和8年4月1日現在



A 介護保険給付対象基本料金

地域区分:千葉市(3級地)1単位=10.68円

報酬類型:介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ):従来型多床室

状態区分	1日あたり								月あたり			1月あたり 介護職員 処遇改善 加算Ⅰ 単位数変 動あり	介護保険 10割分	介護保険 8割負担分	介護保険2割分 利用者負担分			
	加算							合計 単位	加算							合計 単位	30日あたり:円	30日あたり:円
	介護福 祉施設 サービス 費Ⅱ(多 床室)	日常生活 継続支援 加算(Ⅰ)	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ (イ)	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	精神科医 配置加算	栄養マネ ジメント 強化加算	夜勤職員 配置加算(Ⅲ) イ		科学的介護 推進体制 加算(Ⅱ)	生産性向上 推進体制 加算(Ⅱ)	協力医療 機関連携 加算(Ⅰ)							
要介護1	589	36	19	12	5	11	28	700	40	10	50	800	3052	265,419	212,335	53,084		
要介護2	659	36	19	12	5	11	28	770	40	10	50	870	3356	291,841	233,472	58,369		
要介護3	732	36	19	12	5	11	28	843	40	10	50	943	3673	319,396	255,516	63,880		
要介護4	802	36	19	12	5	11	28	913	40	10	50	1013	3976	345,807	276,645	69,162		
要介護5	871	36	19	12	5	11	28	982	40	10	50	1082	4276	371,856	297,484	74,372		

*「施設内洗濯料金」「オムツ代」は利用料金に含まれます。

* 加算の内容

加算項目名	内容
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	認知症高齢者等が一定割合以上入居しており、入居者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している施設に対する加算です。
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ(イ)	常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員の配置している施設に対する加算です。
個別機能訓練加算(Ⅰ)	常勤の機能訓練指導員を配置し、機能訓練指導員他職種のもの共同して入居者ごとに個別の訓練計画を作成し計画に基づき訓練が実施されている加算です。
精神科医配置加算	精神科医による月2回以上の療養指導が行われている体制加算です。
栄養マネジメント強化加算	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえ食事の調整等を実施すること。
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。1年以内に1回業務改善の取り組みの効果をデータ提供している。利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討のための委員会の開催や生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にやっていること
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	入所者ごとのADL値、栄養、口腔、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していることに対して評価される加算です。
夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	深夜の時間だけでなく、介護量が増加する朝食、夕食及びその前後の時間帯(連続する16時間を含む:15時~7時)に、配置基準に+1名分の人員を配置し、更に夜勤時間帯を通じて喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合に評価される加算です。
※1 介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善に対して計画を立てている体制を評価される加算です。

※1 上記加算及び個別(料金表2記載加算)加算の合計単位数に既定単位数(14.0%)を乗じた単位なため変動あり

B 食費(材料費・調理費)・居住費(光熱水費及び室料)

※前年度の所得に応じて負担額が変わります第1~3段階該当者は負担限度額認定証を提示して下さい。

区分	居住費(30日あたり)	食費(30日あたり)	居住費+食費 合計(円)
基準費用額 第1~3段階に該当しない方	28,200 (940円/日)	54,750 (1,825円/日)	82,950
利用者負担第1段階 世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者、生活保護受給者	0 (0円/日)	9,000 (300円/日)	9,000
利用者負担第2段階 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	12,900 (430円/日)	11,700 (390円/日)	24,600
利用者負担第3段階① 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	12,900 (430円/日)	19,500 (650円/日)	32,400
利用者負担第3段階② 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超の方	12,900 (430円/日)	40,800 (1,360円/日)	53,700

※介護保険負担限度額認定証は、介護保険課にて申請を行い該当者のみ発行されます。

●A+B 利用料金 早見表 *AとBの該当する部分の交わる金額をご確認ください。

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
基準費用額	136,034	141,319	146,830	152,112	157,322
利用者負担第1段階	62,084	67,369	72,880	78,162	83,372
利用者負担第2段階	77,684	82,969	88,480	93,762	98,972
利用者負担第3段階①	85,484	90,769	96,280	101,562	106,772
利用者負担第3段階②	106,784	112,069	117,580	122,862	128,072

特別養護老人ホームセイワ若松 料金表2 (加算及び実費)

C その他 介護保険の加算 * 次の項目に該当した場合に加算がされます。

加算項目	内容	単位数	円/日	
			1割	2割負担
外泊、入院時加算	入院及び外泊した場合(6日を限度)	246 単位/日	2,627	525
初期加算	新規に入所及び、1ヶ月以上の入院後再び入所した場合(入所した日から30日間)	30 単位/日	320	64
看取り介護加算(Ⅰ)	看取りに向けた体制の評価と看取りの際のケアの評価を別個に加算される	死亡日31日前～46日前 72単位/日	768	154
		死亡日31日前～30日前 144単位/日	1,537	307
		死亡日前日・前々日 680単位/日	7,262	1,452
		死亡日 1280単位/日	13,670	2,734
円/月				
経口維持加算(Ⅰ)	食事摂取時に誤嚥が認められる者に対し、月1回以上、他職種共同により栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、特別な管理の方法等を示した経口維持計画を作成した場合(6月以内)	400 単位/月	4,272	854
経口維持加算(Ⅱ)	上記に加え、栄養管理をするための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士等のいずれか1名以上が加わり、質の高い経口維持計画を策定した場合	100 単位/月	1,068	214
ADL維持等加算(Ⅰ)	利用者全員について、利用開始月と該当月の翌月から起算して6ヵ月目において、バーセルインデックスを適切に評価できる者(一定の研修を受けた者)がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出する	30 単位/月	320	64
再入所時栄養連携加算	医療機関へ入院し、退院後再入所する場合、前入所時と大きく栄養管理が必要となった場合に、施設の栄養士が医療機関の栄養士と連携の上、栄養ケア計画を作成した場合	200 単位/月	2136	427
特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難でやむを得ない事情がある方に対して、1月12回以上、通院のため送迎を行った場合	594 単位/月	6343	1,269
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する方の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合	250 単位/月	2670	534
退所時栄養情報提供加算	医療機関へ退所先に対して栄養管理に関する情報を提供した場合	70 単位/回 1月1回	747	149
※高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	医療機関と新興感染症の対応を行う体制を確保している場合	10 単位/月	106	21
※高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	医療機関から、3年1回以上施設内で感染者が発生した場合の制御等に係る実地指導を受けている場合	5 単位/月	53	11
※新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、入院調整を行う医療機関を確保し、入所者に対して感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合	240 単位/日 1月1回連続5日	2563	513
※認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(Ⅱ)に加え、早期対応に資する指導研修を修了した者を含む	150 単位/月	1602	320
※認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	認知症介護指導の研修を修了した者を配置し、チームケアをしており、カンファレンス・計画を行っている場合	120 単位/月	1281	256
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	上記に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理に当たり適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に評価される加算です。	110 単位/月	1174	235
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)における訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施にあたって適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に評価される加算です。	20 単位/月	213	43
円/回				
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合	6 単位/回	64	14
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることを評価される加算です。	20 単位/回 入所時1回のみ	213	44

※印の加算については、順次準備が整い次第、算定となる予定です。

(注)上記計算は介護職員処遇改善加算Ⅰを含んでおりません

D その他 実費の料金 * 次の項目を利用した場合に加算がされます。

区分	名称	金額	備考
手数料	預り金管理料	通帳・印鑑 1月 1,000円	
		現金のみ 1月 300円	
		証明書等発行手数料 1通 100円	
	銀行手数料	口 1回 55円	千葉銀
		座振替手数料 1回 206円	他銀
		郵便口座振替手数料 1回 10円	
		郵便物転送料 1回 実費	
電気料金	テレビ使用料	1月 100円	*
	その他電気使用料	電気代実費相当	*
余暇活動他	「外出の日」参加費	実費	
	生花	1回 100円	*
	書道	1回 50円	*
	買い物サービス	1回 100円	
床屋	カット	1回 600円	
	顔剃り	1回 200円	(希望者)
その他個人消耗物品	電池	実費	
	ティッシュ	1箱 70円	*
	イヤホン	実費	

○ *印のある項目は物価変動により料金を変更する場合があります。○ 上記以外に本人希望により購入される物品は実費負担となります。

E 入院・外泊中の利用料金

介護保険2割負担分	請求 無	入院した日の翌日から退院日の前日までの間の請求はありません。外泊も同じ。
外泊、入院時加算	請求 有	入院及び外泊した場合(6日を限度)に請求があります。 246単位/日
食費(材料費・調理費)食事	請求 無	入院した日の翌日から退院日の前日までの間の請求はありません。外泊も同じ。
居住費(光熱水費及び室料)	請求 有	室料として、入院外泊期間中も利用料金が発生します。